

事務連絡
令和5年3月31日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館業の施設における宿泊者名簿の記載方法のデジタル化について

旅館業法における宿泊者名簿の記載方法については、「旅館業法に関するFAQ」(令和2年10月12日事務連絡)において、「宿泊者名簿の記載は、宿泊者の自筆での記載が必須とされるものではありません」とお知らせし、これを踏まえ、すでに多くの自治体において自筆を求めない運用をされていると承知しています。

今般、デジタル庁から、それにも関わらず、いまだ、一部の旅館業の施設において、オンライン予約時に氏名等を記入し、チェックイン時に自筆での記載を行っているとして、改善を求める要望が、数多く届いていると連絡がありました。

宿泊者名簿の記載方法については、宿泊者の自筆での記載が必須とされるものではないことについて、宿泊者及び営業者の事務負担の軽減等の観点から、管内の旅館業の営業者に対して、改めて周知いただきますようお願いいたします。

※ 旅館業法に関するFAQ (①No. 13 参照)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000681855.pdf>

<デジタル庁に届いている要望(例)>

- ・なぜ、ネット予約して名前も住所も分かっているはずなのに、ホテルのチェックインで再度、名前と住所を書かせるのだろうか。ホテルのスタッフはこれを毎日、延々とやっていて疑問に思わないのだろうか。
- ・オンライン予約したホテルで、チェックイン時に名前、住所、電話番号を再度直筆でカードに書かせるのは一体何なのだろうか。他の主要国の宿でこのような書き入れを求められることはまずない。この手の入力には法律で求められているわけでもない。明日にも改めてほしい。
- ・あるホテルに宿泊した際、オンラインで予約しましたが、フロントで記載を求められました。フロントに自筆の記載が不要であるとしている Tweet のことを伝えましたが、「そうですか、知りませんでした。記載お願いします。」とのことでした。まだ業界団体には伝わっていないようです。